

平成 30 年 3 月湖西市議会定例会

議 案 書

議案一覧表

(平成30年3月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 1 号	湖西市教育長の任命につき同意を求めることについて
議案第 2 号	湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 3 号	湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 4 号	湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 5 号	湖西市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて
議案第 6 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 7 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 8 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 9 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 10 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 11 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 12 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 13 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案番号	件名
議案第 14 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 15 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 16 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 17 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 18 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 19 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 20 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 21 号	平成 29 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 3 号）に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 22 号	平成 29 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 4 号）に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 23 号	湖西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例制定について
議案第 24 号	湖西市部等設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第 25 号	湖西市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例制定について
議案第 26 号	湖西市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第 27 号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案番号	件名
議案第 28 号	湖西市国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例制定について
議案第 29 号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第 30 号	湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第 31 号	湖西市立図書館条例の一部を改正する条例制定について
議案第 32 号	湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 33 号	湖西市こども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
議案第 34 号	湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第 35 号	湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
議案第 36 号	湖西市健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第 37 号	湖西市営火葬場条例及び湖西市新居斎場条例の一部を改正する条例制定について
議案第 38 号	湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第 39 号	湖西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 40 号	湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案番号	件名
議案第 41 号	湖西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 42 号	湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 43 号	湖西市構造改善施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第 44 号	湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について
議案第 45 号	湖西市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
議案第 46 号	湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
議案第 47 号	浜名学園組合規約の変更について
議案第 48 号	平成 28 年度 住吉地区命山整備工事の工事請負契約の一部変更について
議案第 49 号	市道の路線の認定について
議案第 50 号	平成 29 年度湖西市一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 51 号	平成 29 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 52 号	平成 29 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 53 号	平成 29 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 54 号	平成 29 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案番号 件 名

議案第 55 号 平成 29 年度湖西市水道事業会計補正予算 (第 5 号)

議案第 56 号 平成 30 年度湖西市一般会計予算

議案第 57 号 平成 30 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 58 号 平成 30 年度湖西市介護保険事業特別会計予算

議案第 59 号 平成 30 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 60 号 平成 30 年度湖西市公共下水道事業会計予算

議案第 61 号 平成 30 年度湖西市水道事業会計予算

議案第 62 号 平成 30 年度湖西市病院事業会計予算

日程第 1

会議録署名議員の指名

11 番 荻野利明

12 番 豊田一仁

平成 30 年 2 月 22 日

湖西市議会議長 二橋益良

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 3 月 23 日までの 30 日間とする。

平成 30 年 2 月 22 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

議案第 1 号

湖西市教育長の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記の者を教育長に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 渡 辺 宜 宏

議案第 2 号

湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、下記の者を湖西市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 荻 野 幸 宏

議案第 3 号

湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めること
について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、下記の者を湖西市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 片 桐 一 成

議案第 4 号

湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めること
について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、下記の者を湖西市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 白 井 富 士 子

議案第 5 号

湖西市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることにつき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、委員の 4 分の 1 以上を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについて、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 6 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 三 浦 克 明

議案第 7 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 豊 田 善 久

議案第 8 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 内 藤 孝 夫

議案第 9 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 藤 井 秀 雄

議案第 10 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 内 山 吉 朗

議案第 11 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 小 原 康 司

議案第 12 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 飯 田 健

議案第 13 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 野 口 磨 里 子

議案第 14 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 外 山 雅 子

議案第 15 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 高 柳 邦 彦

議案第 16 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 池 田 雅 美

議案第 17 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 菅 沼 純 一

議案第 18 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 跡 見 祥 治

議案第 19 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 村 田 融

議案第 20 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
について

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を
人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 清 水 勝

議案第 21 号

平成 29 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 3 号） に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 1 号

平成 29 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 3 号）

平成 29 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
(国)301 号(青平地内) 配水管布設替工事	平成 29 年度～平成 30 年度	17,200 千円

平成 30 年 1 月 22 日専決

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 22 号

平成 29 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 4 号） に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 2 号

平成 29 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 4 号）

平成 29 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
鈴木自動車 2 号線（西伝馬地内） 配水管布設替工事	平成 29 年度～平成 30 年度	15,700 千円

平成 30 年 1 月 26 日専決

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 23 号

湖西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の 基準等に関する条例制定について

湖西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の 基準等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 47 条第 1 項第 1 号、第 79 条第 2 項第 1 号並びに第 81 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定居宅介護支援 法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。
- (2) 指定居宅介護支援事業者 法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。
- (3) 基準該当居宅介護支援 法第 47 条第 1 項第 1 号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。

(基本方針)

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）、介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

5 第1項から前項までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

（基準該当居宅介護支援に関する基準）

第4条 基準該当居宅介護支援に関する基準は、規則で定める。

（指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準）

第5条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準）

第6条 法第81条第1項の条例で定める員数は、規則で定める。

（指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準）

第7条 法第81条第2項の指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 24 号

湖西市部等設置条例の一部を改正する条例制定について

湖西市部等設置条例（平成 13 年湖西市条例第 28 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市部等設置条例の一部を改正する条例

湖西市部等設置条例（平成 13 年湖西市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務部の項第 7 号を次のように改める。

(7) 行政組織及び事務管理に関すること。

第 2 条企画部の項第 3 号を次のように改める。

(3) 財産の管理に関すること。

第 2 条企画部の項第 4 号中「広報及び」を削り、同条市民経済部の項第 8 号中「老人保健」を「後期高齢者医療」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(9) 広報に関すること。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

湖西市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市男女共同参画推進条例（平成 26 年湖西市条例第 38 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

湖西市男女共同参画推進条例（平成 26 年湖西市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 章 基本施策（第 11 条—第 19 条）」を「第 2 章 基本的施策（第 11 条—第 16 条）」に、「第 20 条—第 28 条」を「第 17 条—第 19 条」に、

「第 4 章 湖西市男女共同参画審議会（第 29 条—第 34 条）
第 5 章 雑則（第 35 条）」を
」

「第 4 章 雑則（第 20 条）」に改める。

第 3 条第 5 号中「第 15 条」を「第 11 条第 3 号」に改め、同条第 6 号を次のように改める。

- (6) 男女が、互いの性を理解し合い、生涯にわたる心身の健康が確保されるとともに、妊娠、出産等に関しては、女性の身体的特徴に配慮し、その意思を尊重した上で、相互に協力し合うこと。

第4条第2項中「教育関係者」の次に「（以下「市民等」という。）」を加え、同条第3項中「市民、事業者、市民団体及び教育関係者」を「市民等」に改める。

第9条第1項中「性別を理由として、直接的にも間接的にも差別的な取扱いをして」を「次に掲げる性別を理由とする権利侵害行為を行って」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス
- (4) 前3号に掲げるもののほか、個人の尊厳を踏みにじる行為

第9条第2項を削る。

第10条中「性別による差別、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げる」を「次に掲げる事項を連想させ、又は助長する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 性別による差別又は固定的な役割分担
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進を妨げると認められるもの

第2章及び第3章を次のように改める。

第2章 基本的施策

(市の施策)

第11条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 市民等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報提供及び広報活動を行うとともに、市民等の活動を支援するために必要な措置を講ずること。
- (2) あらゆる分野における活動及び意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生じないように、市民等と協力し、積極的格差改善措置を講ずるよう努めること。
- (3) 男女が、ワーク・ライフ・バランスを図ることができるよう、必要な支援を行うこと。
- (4) 男女が、性差に関する理解を深め、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、必要な支援を行うこと。

- (5) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等、性に起因する暴力の根絶を重要課題と位置付け、推進すること。
- (6) 防災及び災害復興に係る施策等において、男女双方の視点を取り入れた体制の構築に努めること。
- (7) 多文化共生の視点に立った男女共同参画事業の推進に努めること。

(基本計画)

第12条 市長は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ湖西市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(実施状況の報告)

第13条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、湖西市男女共同参画審議会の意見を付して公表するものとする。

(事業者、市民団体及び教育関係者からの報告)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、事業者、市民団体及び教育関係者に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求め、又は助言することができる。

(調査及び研究)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び効果的な実施のため調査及び研究を行い、その成果の活用を努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情及び性別により差別した取扱い等に関する相談に対し、関係機関と連携を図り適切に対応するよう努めるものとする。

第3章 推進体制

(推進体制の整備)

第17条 市は、市民等の協力の下に男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備する。

(審議会)

第18条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、湖西市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 12 条第 2 項及び第 13 条の規定に基づき市長に意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に係る基本的かつ総合的な施策及び重要事項その他男女共同参画の推進に関する事項について審議すること。

(地区推進員)

第 19 条 市長は、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画地区推進員を置くことができる。

第 4 章を削る。

第 5 章中第 35 条を第 20 条とし、同章を第 4 章とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

湖西市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員の旅費支給条例（昭和 30 年湖西市条例第 13 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

湖西市職員の旅費支給条例（昭和 30 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 6 項中「旅行中」を「外国旅行中」に改める。

第 11 条を次のように改める。

第 11 条 削除

第 17 条を次のように改める。

第 17 条 削除

第 21 条中「日当定額の 2 日分及び」を削る。

第 22 条第 1 項第 1 号中「各号に規定する」を「ア及びイに掲げる」に改め、同号ア中「金額」を「実費額」に、「日当、宿泊料」を「宿泊料」に改め、同号イを次のように改める。

イ 12 歳未満の者については、その移転の際における年齢に応じた鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額並びに宿泊料、食卓料及び着後手当の 3 分の 1 に相当する額

第 22 条第 1 項第 1 号ウを削り、同項第 3 号中「第 1 号アからウまで」を「第 1 号ア及びイ」に、「日当、宿泊料」を「宿泊料」に改める。

第 23 条を次のように改める。

第 23 条 削除

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 18 条、第 19 条、第 21 条関係)

内国旅行の旅費

宿泊料 (1 夜につき)	食卓料 (1 夜につき)
13,100 円	2,600 円

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市職員の旅費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 27 号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部 を改正する条例制定について

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 3 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部 を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項本文中「1」を「いずれか」に改め、同項ただし書中「こえる」を「超える」に改め、同項第 2 号中「又は他の」を「、他の」に改め、「その他公共団体」の次に「又は公共的団体」を加える。

第 3 条中「1」を「いずれか」に改め、同条第 1 号中「他の地方公共団体その他公共団体において」を「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体（以下「他の地方公共団体等」という。）において」に、「他の地方公共団体その他公共団体に譲与」を「他の地方公共団体等に譲与」に改め、同条第 2 号中「他の地方公共団体その他公共団体」を「他の地方公共団体等」に、「よつて」を「よって」に、「地方公共団体その他公共団体に譲与」を「他の地方公共団体等に譲与」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「よつて」を「よって」に改める。

第 4 条中「1」を「いずれか」に改め、同条第 1 号中「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体」を「他の地方公共団体等」に改める。

第 6 条中「1」を「いずれか」に改め、同条第 1 号中「他の地方公共団体その他公共団体」を「他の地方公共団体等」に改める。

第 7 条中「他の地方公共団体その他公共団体」を「他の地方公共団体等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

湖西市国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部 を改正する条例制定について

湖西市国民健康保険給付等支払準備基金条例（昭和 39 年湖西市条例第 23 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部 を改正する条例

湖西市国民健康保険給付等支払準備基金条例（昭和 39 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

湖西市国民健康保険事業基金条例

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 国民健康保険事業の健全な運営を図るため、湖西市国民健康保険事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

第4条を次のように改める。

(処分)

第4条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

第5条中「国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」を「予算」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 29 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

10 介護保険サービス 1 事業をもって 1 件とする。

第 5 条第 1 項中「及び証明、謄本、抄本、その他交付申請」を「、証明、申請等」に改める。

別表第 1 農地台帳記録事項要約書交付の項の次に次のように加える。

指定地域密着型サービス事業者の指定の申請	1 件につき 20,000 円
指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請	1 件につき 10,000 円
指定居宅介護支援事業者の指定の申請	1 件につき 20,000 円

指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請	1 件につき 10,000 円
指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請	1 件につき 15,000 円
指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請	1 件につき 8,000 円
指定介護予防支援事業者の指定の申請	1 件につき 20,000 円
指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請	1 件につき 10,000 円
指定事業者の指定（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 第 1 号イに掲げる基準によるものに限る。）の申請	1 件につき 15,000 円
指定事業者の指定（介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号イに掲げる基準によるものに限る。）の更新の申請	1 件につき 8,000 円
指定事業者の指定（介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 2 号に掲げる基準によるものに限る。）の申請	1 件につき 8,000 円
指定事業者の指定（介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 2 号に掲げる基準によるものに限る。）の更新の申請	1 件につき 4,000 円

別表第 4 の 2 の項の(2)中「530,000 円」を「570,000 円」に、「830,000 円」を「880,000 円」に、「1,010,000 円」を「1,070,000 円」に、「1,120,000 円」を「1,200,000 円」に、「1,420,000 円」を「1,520,000 円」に、「1,660,000 円」を「1,780,000 円」に、「3,880,000 円」を「4,070,000 円」に、「5,100,000 円」を「5,340,000 円」に、「6,290,000 円」を「6,490,000 円」に、「1,130,000 円」を「1,180,000 円」に、「1,340,000 円」を「1,410,000 円」に、「1,500,000 円」を「1,580,000 円」に、「1,830,000 円」を「1,940,000 円」に、「2,140,000 円」を「2,260,000 円」に、「4,350,000 円」を「4,550,000 円」に、「5,570,000 円」を「5,820,000 円」に、「6,770,000 円」を「7,070,000 円」に、「5,750,000 円」を「5,930,000 円」に、「7,250,000 円」を「7,470,000 円」に、「10,700,000 円」を「10,900,000 円」に改め、同表の 6 の項の(1)中「410,000 円」を「420,000 円」に、「540,000 円」を「560,000 円」に、「700,000 円」を「730,000 円」に、「920,000 円」を「960,000 円」に、「1,040,000 円」を「1,090,000 円」に、「1,600,000 円」を「1,660,000 円」に、「1,820,000 円」を「1,900,000 円」に、「2,030,000 円」を「2,120,000 円」に、「490,000 円」を「530,000 円」に、「630,000 円」を「680,000 円」に、

円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表の7の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 30 号

湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市新居地域センター条例（平成 22 年湖西市条例第 15 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例

湖西市新居地域センター条例（平成 22 年湖西市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「別表の」を「別表第 1 に定める」に改める。

第 8 条第 1 号中「使用しなかった」を「使用できなくなった」に改め、同条第 2 号中「5 日」を「3 日」に改める。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（舞台管理技術員の派遣に係る費用負担）

第 8 条の 2 使用者は、湖西市が舞台管理業務の委託契約を締結した事業者から舞台管理技術員（以下「技術員」という。）の派遣を必要とするときは、速やかに別表第 2 に定める負担額を納付しなければならない。

2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の負担額を免除することができる。

3 第1項の負担額の還付については、前条の規定を準用する。

第11条第1項中「又は」を「、又は」に、「取り消された」を「取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられた」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

地域センター基本使用料

区 分		定員	午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後9時30分まで
1階	和室	25人	1,550円	1,720円	1,510円
	料理室	30人	1,420円	1,740円	1,580円
2階	南小会議室	15人	1,040円	1,390円	1,010円
	大会議室	70人	3,800円	5,070円	4,430円
	視聴覚室	120人	4,940円	6,580円	6,430円
	和室	8人	500円	670円	590円
	北中会議室	30人	1,990円	2,660円	1,940円
	談話室	16人	1,710円	2,280円	1,990円
3階	会議室	15人	910円	1,220円	1,070円
	ホール	600人	9,260円	12,340円	12,340円
	ホール（ステージのみ）		1,860円	2,460円	2,260円

備考

- 1 入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は商業宣伝、営業若しくはこれらに類する目的をもって使用する場合の使用料は、基本使用料に当該基本使用料の10割に相当する額を加えた額とする。
- 2 市民（市内に住所を有する者をいい、市内に所在する団体及び事業所を含む。）以外の者が使用する場合の使用料は、基本使用料に当該基本使用料の10割に相当する額を加えた額とする。
- 3 特別な設備に要する費用は、使用者の負担とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第 2（第 8 条の 2 関係）

技術員の派遣に係る費用負担額

使用者の区分	負 担 額
別表第 1 備考 1 及び備考 2 に該当する者	負担額の算出の基礎となる人数に使用日の属する年度の技術員の単価（消費税を含む。以下同じ。）を乗じた額の 3 割に相当する額
別表第 1 備考 1 又は備考 2 に該当する者	負担額の算出の基礎となる人数に使用日の属する年度の技術員の単価を乗じた額の 2 割に相当する額
上記以外の者	負担額の算出の基礎となる人数に使用日の属する年度の技術員の単価を乗じた額の 1 割に相当する額

備考

- 1 この表において「負担額の算出の基礎となる人数」とは、使用日 1 日につき必要とする技術員の人数から 1 名を減じた人数をいう。
- 2 この表に定めるところにより算出した負担額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額を負担額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 8 条第 1 号及び第 11 条第 1 項の改正規定 公布の日
 - (2) 次項及び附則第 3 項の規定 平成 30 年 4 月 1 日
- 2 改正後の湖西市新居地域センター条例（以下「新条例」という。）第 7 条第 1 項、第 8 条第 2 号、第 8 条の 2、別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日の使用に係る使用料及びその還付並びに負担額について適用し、新条例第 7 条第 1 項の規定による使用料の納付、新条例第 8 条第 2 号の規定による取消しの申出並びに新条例第 8 条の 2 の規定による負担額の納付及びこれに関し必要な行為は、施行日前においても、行うことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日以前に許可を受けた施行日以後の使用については、なお従前の例による。

議案第 31 号

湖西市立図書館条例の一部を改正する条例制定について

湖西市立図書館条例（平成元年湖西市条例第 13 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市立図書館条例の一部を改正する条例

湖西市立図書館条例（平成元年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「古文書、視聴覚資料、絵画、その他」を「記録、視聴覚教育の資料その他」に、「以下」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下」に改め、同条第 3 号中「、その他」を「その他」に改め、同条第 5 号を次のように改める。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

第 13 条を第 20 条とし、第 12 条を第 19 条とする。

第 11 条第 3 項中「もつて」を「もって」に改め、同条を第 18 条とする。

第 10 条を第 17 条とし、第 7 条から第 9 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 6 条中「若しくは図書館資料、物品」を「、図書館資料等」に、「委員会の指定する」を「、委員会の指定する」に、「委員会の定める」を「その損害に相当する」に改め、同条ただし書中「委員会が」を削り、「と認めた」を「事情によると認められる」に改め、同条を第 13 条とする。

第 5 条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条第 1 項中「視聴覚室、学習研修室、集会室、小会議室及び読書室を」を「別表に掲げる施設に限る。以下「図書館施設」と」に、「利用しよう」を「使用しよう」に、「委員会」を「あらかじめ委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館施設の使用を許可しない。

- (1) 前条の規定により入館を制限し、又は利用を禁止するとき。
- (2) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 政治的活動又は宗教的活動を目的として使用するとき。
- (5) 専ら営利を目的として使用するとき。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

- 2 委員会は、管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付すことができる。

第 5 条を第 6 条とし、同条の次に次の 6 条を加える。

（使用料）

第 7 条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納することができる。

- 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第 8 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が自己の責によらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 使用者が使用期日前3日までに使用許可の取消しを申し出たとき。

(目的外使用、使用権譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、使用許可の目的以外の目的で使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第10条 使用者は、図書館施設を使用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によって使用許可を受けたとき。
- (3) 法令に違反する行為を行ったとき。
- (4) 第6条第1項各号に該当したとき。
- (5) 使用許可の条件に違反したとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、図書館施設の使用を終了したとき、又は前条の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

第4条中「湖西市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に、「1」を「いずれか」に改め、同条第1号及び第3号中「認めた」を「認める」に改め、同条第4号中「その他委員会」を「前3号に掲げるもののほか、委員会」に、「認めた」を「認める」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(開館時間及び休館日)

第4条 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後6時30分までとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 図書館の休館日は、委員会が規則で定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条、第7条関係）

図書館名	施設名	定員	使用料					
			市内			市外		
			午前9時 30分から 正午まで	午後零時 30分から 午後3時 まで	午後3時 30分から 午後6時 まで	午前9時 30分から 正午まで	午後零時 30分から 午後3時 まで	午後3時 30分から 午後6時 まで
人	円	円	円	円	円	円		
湖西市立	視聴覚室	72	1,550	1,550	1,550	3,100	3,100	3,100
中央図書 館	集会室	14	580	580	580	1,160	1,160	1,160
	お話し室	30	530	530	530	1,060	1,060	1,060
	学習研修 室	40	850	850	850	1,700	1,700	1,700
湖西市立	会議室	20	830	830	830	1,660	1,660	1,660
新居図書 館	読書室 (和室)	20	680	680	680	1,360	1,360	1,360
	視聴覚室	48	2,100	2,100	2,100	4,200	4,200	4,200

備考

- この表において「市内」とは、使用者が市民（市内に住所を有する者をいう。）又は当市所在の団体若しくは事業所の場合をいい、「市外」とは、それ以外の場合をいう。
- この表に定める時間には、使用の準備及び原状の回復に要する時間を含むものとする。
- この表に定める時間の区分のうち2以上の区分を継続して使用する場合の使用料の額は、当該2以上の区分の使用料の合計額とする。
- 使用時間がこの表に定める時間に満たない場合であっても、使用料は減額しない。

附 則

- この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成30年7月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日の図書館施設（改正後の湖西市立図書館条例第6条第1項の図書館施設をいう。）の使用に係る同項の許可及びこれに関し必要な行為は、施行日前においても、行うことができる。
- 前項の許可に関し禁止されている行為は、施行日前においても、してはならない。

議案第 32 号

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例制定について

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 23 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

湖西市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市子ども医療費助成条例（平成 20 年湖西市条例第 13 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

湖西市子ども医療費助成条例（平成 20 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「15 歳」を「18 歳」に改める。

第 4 条中「又は地方公共団体」を「、地方公共団体又は独立行政法人日本スポーツ振興センター」に、「並びに保険給付」を「、保険給付」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号の改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市子ども医療費助成条例第 2 条第 1 号の規定は、平成 30 年 10 月 1 日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の湖西市子ども医療費助成条例第 4 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第 34 号

湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市老人福祉センター条例（平成 22 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

湖西市老人福祉センター条例（平成 22 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書及び第 4 条ただし書中「認めた」を「認める」に改める。

第 5 条の見出し中「利用者」を「使用者」に改め、同条中「利用する」を「使用する」に改め、同条ただし書中「特に必要と認めたとき」を「管理運営上支障がないと認める者について」に改める。

第 6 条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第 1 項中「利用しよう」を「使用しよう」に改め、同条第 2 項中「許可」の次に「（以下「使用許可」という。）」を加える。

第 10 条を第 13 条とする。

第 9 条第 1 項中「利用者は利用後、速やかに」を「使用者は、使用後速やかに」に改め、同条第 2 項中「利用者」を「使用者」に改め、同項ただし書中「認めた」を「認める」に改め、同条を第 12 条とする。

第 8 条の見出しを「（使用許可の取消し等）」に改め、同条第 1 項中「利用の条件を変更し、又は許可を取り消す」を「使用許可を取り消し、又は使用を停止する」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 1 号中「利用許可」を「使用許可」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項に第 1 号から第 4 号までとして次の 4 号を加える。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によって使用許可を受けたとき。
- (3) 法令に違反する行為を行ったとき。
- (4) 第 9 条各号に該当したとき。

第 8 条第 2 項中「利用条件の変更又は取消し」を「使用許可の取消し又は使用の停止」に、「利用者」を「使用者」に改め、同条を第 11 条とする。

第 7 条の見出し及び同条中「利用」を「使用」に改め、同条第 2 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、市長が」に、「認めた」を「認める」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 1 号の次に次の 4 号を加える。

- (2) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 政治的活動又は宗教的活動を目的として使用するとき。
- (5) 営利を図る目的で使用するおそれがあるとき。

第 7 条を第 9 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（目的外使用、使用権譲渡等の禁止）

第 10 条 使用者は、使用許可の目的以外の目的で使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

第6条の次に次の2条を加える。

(使用料)

第7条 福祉センターの使用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条ただし書の規定により市長が管理運営上支障がないと認める者として使用許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納することができる。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が自己の責によらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 使用期日前3日までに使用許可の取消しを申し出たとき。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

室名	使用料（1時間当たり）	
	市内	市外
集会室	円 2,200	円 4,400
研修室	760	1,520
教養娯楽室	550	1,100
作業室	880	1,760
機能回復訓練室	550	1,100

備考

- 1 この表において「市内」とは、使用者が市民（市内に住所を有する者をいう。）又は当市所在の団体若しくは事業所の場合をいい、「市外」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 使用時間には、準備及び原状の回復に要する時間を含むものとする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間に切り上げるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市老人福祉センター条例（以下「新条例」という。）第 7 条、第 8 条及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日の使用に係る使用料について適用し、当該使用料の新条例第 7 条第 2 項の規定による前納及びこれに関し必要な行為は、施行日前においても、行うことができる。
- 3 施行日以後の日の使用に係る許可に関し禁止されている行為は、施行日前においても、してはならない。

議案第 35 号

湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

湖西市営住宅管理条例（平成 9 年湖西市条例第 20 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例

湖西市営住宅管理条例（平成 9 年湖西市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項ただし書中「場合」の次に「（次条第 1 項ただし書に規定する場合を除く。）」を加える。

第 14 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が施行規則第 8 条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第 35 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

第 14 条第 3 項中「基づき」の次に「（同項ただし書に規定する場合にあっては、施行規則第 9 条に規定する方法により）」を加える。

第 30 条第 2 項中「第 8 条第 2 項」の次に「（第 14 条第 1 項ただし書に規定する場合にあっては、令第 8 条第 3 項において準用する同条第 2 項）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

湖西市健康福祉センター設置条例の一部を改正する 条例制定について

湖西市健康福祉センター設置条例（平成 13 年湖西市条例第 8 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市健康福祉センター設置条例の一部を改正する 条例

湖西市健康福祉センター設置条例（平成 13 年湖西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（開館時間及び休館日）

第 3 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日まで

第 4 条第 1 項中「施設」を「別表に掲げる施設（以下「施設」という。）」に改め、同条第 2 項中「許可」の次に「（以下「使用許可」という。）」を加える。

第 5 条第 6 号中「その他管理運営上」を「前各号に掲げるもののほか、管理運営上」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。

第 6 条第 1 項中「第 4 条の規定により使用の許可」を「使用許可」に、「使用の許可」を「使用許可」に、「中止若しくは」を「中止し、若しくは」に改め、同項第 4 号中「認めた」を「認める」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 3 号の次に次の 2 号を加える。

- (4) 偽りその他不正の手段によって使用許可を受けたとき。
- (5) 法令に違反する行為を行ったとき。

第 6 条第 2 項中「前項第 1 号から第 3 号まで」を「前項第 1 号から第 5 号まで」に、「使用許可取り消し」を「使用許可の取消し」に改める。

第 7 条中「別表第 2 に掲げる施設を使用したときは、同表に定める使用料を負担しなければ」を「別表に定める使用料を前納しなければ」に改め、同条ただし書中「これを減免する」を「使用料を後納する」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とし、第 9 条を第 10 条とする。

第 8 条の見出し中「目的外使用」を「使用権譲渡、目的外使用等」に改め、同条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の還付）

第 8 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が自己の責によらない理由で使用できなくなったとき。
- (2) 使用期日前 7 日までに使用許可の取消しを申し出たとき。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第4条、第7条関係）

施設	使用料（1時間当たり）	
	市内	市外
栄養指導実習室	710 円	1,420 円
栄養指導室	780	1,560
小会議室	580	1,160
研修室	1,970	3,940
特別会議室	540	1,080

備考

- 1 この表において「市内」とは、使用者が市民（市内に住所を有する者をいう。）又は当市所在の団体若しくは事業所の場合をいい、「市外」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 使用時間には、準備及び原状の回復に要する時間を含むものとする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間に切り上げるものとする。
- 4 栄養指導室の使用は、栄養指導に関する事業を行う場合に限る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第5条の改正規定 公布の日
 - (2) 次項の規定 平成30年7月1日
- 2 改正後の湖西市健康福祉センター設置条例（以下「新条例」という。）第7条、第8条及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日の使用に係る使用料について適用し、当該使用料の新条例第7条第1項の規定による前納及びこれに関し必要な行為は、施行日前においても、行うことができる。

議案第 37 号

湖西市営火葬場条例及び湖西市新居斎場条例の一部 を改正する条例制定について

湖西市営火葬場条例（昭和 43 年湖西市条例第 13 号）及び湖西市新居斎場条例（平成 22 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市営火葬場条例及び湖西市新居斎場条例の一部 を改正する条例

（湖西市営火葬場条例の一部改正）

第 1 条 湖西市営火葬場条例（昭和 43 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第 6 条を次のように改める。

（使用料）

第 5 条 火葬場の使用料は、次の表の区分により徴収する。

区分	単位	使用料	
		市内	市外
大人（満 12 歳以上）	1 体	10,000 円	12,000 円
小人（満 12 歳未満）	1 体	6,000 円	7,200 円
身体の一部、死産児等	1 体	2,500 円	3,000 円
動物	1 体	2,000 円	2,400 円
胞衣等	1 件	1,000 円	1,200 円

備考

1 この表において「市内」とは、死亡者（死産児にあつてはその父又は母）が死亡時に本市の住民基本台帳に記録されている場合又は使用者が本市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、「市外」とは、それ以外の場合をいう。

2 火葬炉に入らない形状の動物の火葬は行わない。

（使用料の減免）

第 6 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（湖西市新居斎場条例の一部改正）

第 2 条 湖西市新居斎場条例（平成 22 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「小動物」を「動物」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

区分		単位	使用料	
			市内	市外
火葬炉	大人（満 12 歳以上）	1 体	10,000 円	12,000 円
	小人（満 12 歳未満）	1 体	6,000 円	7,200 円
	身体の一部、死産児等	1 体	2,500 円	3,000 円
	動物	1 体	2,000 円	2,400 円
	胞衣等	1 件	1,000 円	1,200 円
大式場	葬祭場として使用するとき	1 回	50,000 円	60,000 円
	通夜のために使用するとき	1 夜	40,000 円	48,000 円
小式場	葬祭場として使用するとき	1 回	40,000 円	48,000 円
	通夜のために使用するとき	1 夜	30,000 円	36,000 円
待合室	葬祭場として使用するとき（待合室大）	1 回	30,000 円	36,000 円
	葬祭場として使用するとき（待合室小）	1 回	20,000 円	24,000 円
	通夜のために使用するとき	1 夜	20,000 円	24,000 円

	通夜の控室として使用するとき	1 夜	10,000 円	12,000 円
	待合室として使用するとき	2 時間	5,000 円	6,000 円
	その他の目的で使用するとき	2 時間	10,000 円	12,000 円
控室	祭司控室、遺族控室を 1 室としてその他の目的で使用するとき	2 時間	10,000 円	12,000 円
霊安室		1 日	3,000 円	3,600 円

備考

- 1 この表において「市内」とは、死亡者（死産児にあってはその父又は母）が死亡時に本市の住民基本台帳に記録されている場合又は使用者が本市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、「市外」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 火葬炉に入らない形状の動物の火葬は行わない。

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の湖西市営火葬場条例第 5 条及び第 6 条の規定並びに第 2 条の規定による改正後の湖西市新居斎場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の日の湖西市営火葬場及び湖西市新居斎場の使用に係る使用料について適用する。

議案第 38 号

湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市国民健康保険条例（昭和 34 年湖西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険条例（昭和 34 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第 1 章の章名を次のように改める。

第 1 章 本市が行う国民健康保険の事務

第 1 条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第 2 条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

湖西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年湖西市条例第 11 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

湖西市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年湖西市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第 55 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第 55 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則中第 2 項の前の見出し、同項及び第 3 項を削り、第 4 項を第 2 項とし、第 5 項から第 7 項までを 2 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 40 号

湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

湖西市介護保険条例（平成 12 年湖西市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市介護保険条例の一部を改正する条例

湖西市介護保険条例（平成 12 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項第 1 号中「27,600 円」を「30,000 円」に改め、同項第 2 号中「34,500 円」を「37,500 円」に改め、同項第 3 号中「41,400 円」を「45,000 円」に改め、同項第 4 号中「49,600 円」を「54,000 円」に改め、同項第 5 号中「55,200 円」を「60,000 円」に改め、同項第 6 号中「66,200 円」を「72,000 円」に改め、同項第 7 号中「71,700 円」を「78,000 円」に改め、同項第 8 号中「82,800 円」を「90,000 円」に改め、同項第 9 号中「93,800 円」を「102,000 円」に改め、同項第 10 号中「99,300 円」を「108,000 円」に改め、同条第 3 項中「190 万円」を「200 万円」に改め、同条第 4 項中「290 万円」を「300 万円」に改め、同条第 6 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「24,800 円」を「27,000 円」に改める。

第 15 条中「第 1 号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市介護保険条例第 3 条の規定は、平成 30 年度分の保険料から適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 41 号

湖西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 16 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「介護保険施設」の次に「（法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 42 号

湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年湖西市条例第 13 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 78 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 1 号」の次に「、第 78 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号」を加える。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 共生型地域密着型サービス 法第 78 条の 2 の 2 第 1 項の申請に係る法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第 14 条を第 15 条とし、第 13 条を第 14 条とし、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(共生型地域密着型サービスに関する基準)

第 13 条 第 6 条第 1 項の規定は、地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービスの事業について準用する。

2 共生型地域密着型サービスに関する法第 78 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号の人員に関する基準並びに同項第 2 号の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 43 号

湖西市構造改善施設条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市構造改善施設条例（昭和 57 年湖西市条例第 1 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市構造改善施設条例の一部を改正する条例

湖西市構造改善施設条例（昭和 57 年湖西市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条を第 15 条とし、第 11 条を第 14 条とする。

第 10 条中「又は第 9 条第 1 項」を「、又は前条第 1 項」に、「使用の許可」を「使用許可」に、「又は使用の停止をされた」を「若しくは使用を停止された」に改め、同条を第 13 条とする。

第 9 条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第 1 項中「1」を「いずれか」に、「その使用の許可」を「使用許可」に、「、又は」を「又は」に改め、同項第 3 号中「その他」を削り、同条第 2 項中「あつても」を「あつても」に改め、同条を第 12 条とする。

第 8 条を第 11 条とする。

第7条ただし書中「1」を「いずれか」に改め、同条第1号中「使用できなかつた」を「使用できなくなった」に改め、同条第2号中「使用日前3日前」を「使用日前3日」に、「使用の許可」を「使用許可」に、「申し出」を「申出」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第3号中「その他」を削り、「認めた」を「認める」に改め、同条を第10条とする。

第6条中「、前条に規定する使用料について」を削り、「認めた」を「認める」に、「これを減免する」を「使用料を減額し、又は免除する」に改め、同条を第9条とする。

第5条中「施設の」を削り、同条を第8条とする。

第4条の見出し中「使用」を「使用許可」に改め、同条中「1」を「いずれか」に、「施設の使用を許可しない」を「使用許可をしない」に改め、同条第1号及び第2号中「恐れ」を「おそれ」に改め、同条第3号中「恐れ」を「おそれ」に改め、「とき」の次に「(湖西市北部地区多目的研修集会施設の講座室、和室1又は和室2を使用するときを除く。)」を加え、同条第5号中「その他」を削り、「恐れ」を「おそれ」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成24年湖西市条例第34号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。

第4条に次の1号を加える。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

第4条を第7条とする。

第3条に次の1項を加える。

- 2 市長は、管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

第3条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

(使用時間)

第3条 施設の使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週月曜日（毎月の第3日曜日の翌日を除く。）及び毎月の第3日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が月曜日（毎月の第3日曜日の翌日を除く。）に当たるときは、その翌日）
- (3) 12月28日から翌年1月3日まで

(入館の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれのある物品又は動物類を携行する者
- (2) めいていしていると認められる者
- (3) 管理運営上必要な指示に従わない者

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 ホール等

施設区分	使用時間 使用区分	定員	使用目的	市内			市外			
				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	
		人		円	円	円	円	円	円	
湖西市北部地区多目的研修集会施設	多目的ホール	150	一般	1,620	2,160	1,890	3,240	4,320	3,780	
	農事研修室	24	一般	480	640	560	960	1,280	1,120	
	生活改善室	15	一般	480	640	560	960	1,280	1,120	
	休養娯楽室	15	一般	480	640	560	960	1,280	1,120	
	サークル活動室	10	一般	410	540	480	820	1,080	960	
	料理研修室	20	一般	1,770	2,060	1,920	3,540	4,120	3,840	
	農産物加工室	10	一般	480	640	560	960	1,280	1,120	
	衛生管理室	1回当たり320円								
	講座室	100	一般	1,290	1,720	1,510	2,580	3,440	3,020	
営利	2,580		3,440	3,020	3,870	5,160	4,530			

	和室 1	15	一般	480	640	560	960	1,280	1,120
			営利	960	1,280	1,120	1,440	1,920	1,680
	和室 2	12	一般	410	540	480	820	1,080	960
			営利	820	1,080	960	1,230	1,620	1,440
湖西市南部地区構造改善センター	多目的ホール	150	一般	3,630	4,840	4,240	7,260	9,680	8,480
	会議室各室	25	一般	540	720	630	1,080	1,440	1,260
	農事研修室	30	一般	960	1,280	1,120	1,920	2,560	2,240
	談話室各室	25	一般	540	720	630	1,080	1,440	1,260
	調理実習室	30	一般	2,680	3,160	2,920	5,360	6,320	5,840
	農産物加工室	30	一般	1,440	1,920	1,680	2,880	3,840	3,360

備考

- この表において「市内」とは、使用者が市民（市内に住所を有する者をいう。）又は本市所在の団体若しくは事業所の場合をいい、「市外」とは、それ以外の場合をいう。
- この表において「営利」とは、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は商業宣伝、営業若しくはこれらに類する目的をもって使用する場合をいい、「一般」とは、それ以外の場合をいう。
- 特別な設備等に要する費用は、使用者の負担とする。

2 施設備付物品

種別	単位	使用区分	使用料
卓球用具	1組	1回当たり	270
発酵機	1台	1日当たり	110

附 則

- この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第 4 条の改正規定（同条第 5 号を同条第 6 号とし、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に 1 号を加える部分に限る。） 公布の日
 - 次項の規定 平成 30 年 7 月 1 日
- 改正後の湖西市構造改善施設条例第 7 条第 3 号及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日の使用に係る許可及び使用料について適用し、当該許可及びこれに関し必要な行為は、施行日前においても、行うことができる。

議案第 44 号

湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市企業立地促進条例（平成 18 年湖西市条例第 27 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例

湖西市企業立地促進条例（平成 18 年湖西市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

事業の種類	要件
製造事業及び物流関連事業	(1) 取得した事業用地の面積が 1,000 平方メートル以上であること。 (2) 造成済みの事業用地を取得した場合にあっては取得後 3 年以内に、未造成の事業用地を取得した場合にあっては取得後 5 年以内に業務を開始すること。 (3) 新事業所の従業員数（パートタイマーは 2 分の 1 換算とす

る。)が業務を開始するときに10人以上であること。ただし、小規模企業者(常時使用する従業員の数が20人以下の事業者をいう。以下同じ。)にあつては、この限りでない。

(4) 既に県内に事業所がある企業等(企業並びにその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)及びその関連会社(会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。)をいう。以下同じ。)については、次のいずれかに該当すること。ただし、小規模企業者にあつては、この限りでない。

ア 業務の開始に伴い、県内における従業員の数について、県内全ての事業所で、業務を開始する日の属する月の末日の数と用地を取得した日の属する月前1年の各月の末日の数を合計して12で除した数とを比較し、前者が後者よりそれぞれ1以上増加していること。

イ 工場又は物流施設の業務の開始に伴い、県内における従業員の数が、県内全ての事業所で、業務を開始する日の属する月の末日の数と用地を取得した日の属する月前1年の各月の末日の数を合計して12で除した数とを比較し、前者が後者よりそれぞれ0以上1未満増加し、かつ、次に掲げる方法により算出した県内の全事業所における物的労働生産性(生産量を従業員の数で除した数をいう。)又は価値労働生産性(生産額を従業員の数で除した数をいう。)が、業務開始日の属する月から起算して25か月目から36か月目までの1年間の平均と用地を取得した日の属する月前1年間の平均とを比較し、前者が後者より10パーセント以上増加していること。

(5) 既にこの条例に基づく奨励金の交付又は県内の他市町において同様の奨励金の交付を受けた企業等が行う工場又は物流施設の新設又は増設の場合にあつては、当該新設又は増設に係る設備投資に要する経費(用地取得費、造成工事費及び安全対策費を除く。)が、5億円以上であること。ただし、小規模企業者にあつては、この限りでない。

(6) 物流関連事業にあつては、次に掲げる設備のうち、2以上の種類の設備を新たに有すること。

ア 自動仕分装置(自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。)

	<p>イ 自動搬送装置（自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。）</p> <p>ウ 自動化保管装置（遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。）</p> <p>エ 垂直型連続運搬装置（2以上の階に貨物を運搬するものに限る。）</p> <p>オ 電動式密集棚装置（遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。）</p> <p>カ 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。）</p> <p>キ 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。）</p> <p>ク データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）</p> <p>ケ 流通加工の用に供する設備</p>
<p>研究所及び特定サービス事業</p>	<p>(1) 専ら開発の業務、研究の業務、サービス事業の業務又は開発及び研究の業務に使用する床面積が 200 平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 造成済みの事業用地を取得した場合にあっては取得後 3 年以内に、未造成の事業用地を取得した場合にあっては取得後 5 年以内に業務を開始すること。</p> <p>(3) 新事業所の従業員数（パートタイマーは 2 分の 1 換算とする。）が業務を開始するときに 5 人以上であること。</p> <p>(4) 既に県内に事業所がある企業等については、業務の開始に伴い、県内における従業員の数について、県内全ての事業所で、業務を開始する日の属する月の末日の数と用地を取得した日の属する月前 1 年の各月の末日の数を合計して 12 で除した数とを比較し、前者が後者よりそれぞれ 1 以上増加していること。</p> <p>(5) 既にこの条例に基づく奨励金の交付又は県内の他市町において同様の奨励金の交付を受けた企業等が行う研究所又は特定サービス事業の用に供する施設の新設又は増設の場合にあっては、当該新設又は増設に係る設備投資に要する経費（用地取得費、造成工事費及び安全対策費を除く。）が、1 億円以上であること。</p>

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に同条例第 5 条第 1 項の申請をする設置者に係る奨励金から適用し、同日前に改正前の湖西市企業立地促進条例第 5 条第 1 項の申請をした設置者に係る奨励金については、なお従前の例による。

議案第 45 号

湖西市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

湖西市都市公園条例（昭和 56 年湖西市条例第 15 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市都市公園条例の一部を改正する条例

湖西市都市公園条例（昭和 56 年湖西市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 に次の 1 項を加える。

- 3 令第 8 条第 1 項に規定する条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 46 号

湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

湖西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年湖西市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

湖西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「又は、公務」を「、又は公務」に、「同法第 36 条」を「これらの規定を同法第 36 条第 8 項」に、「及び第 36 条」を「及び第 36 条第 8 項」に、「第 35 条の 7 第 1 項」を「第 35 条の 10 第 1 項」に、「受ける権利」を「受けるべき権利」に改める。

第 5 条第 3 項中「、第 1 号」の次に「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「333 円を」を「1 人につき 217 円を」に改め、「267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については」及び「）を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち 1 人については 300 円）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた湖西市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 47 号

浜名学園組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、浜名学園組合規約（昭和 45 年 7 月 23 日静岡県指令地第 463 号）を次のとおり変更する。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

浜名学園組合規約の一部を変更する規約

浜名学園組合規約（昭和 45 年 7 月 23 日静岡県指令地第 463 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 4 号中「第 5 条第 16 項」を「第 5 条第 18 項」に改める。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 48 号

平成 28 年度 住吉地区命山整備工事の工事請負契約 の一部変更について

平成 28 年 9 月 13 日議案第 74 号で議決された工事請負契約の一部を下記のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

(変更前)

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 平成 28 年度 住吉地区命山整備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 277,560,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 山平・鳥井特定建設工事共同企業体
代表構成員
湖西市新居町浜名 224 番地
山平建設株式会社 新居出張所
所長 竹下 訓司
その他構成員
湖西市新居町新居 896 番地の 59
株式会社鳥井工務店
代表取締役 鳥井 信行 |

(変更後)

- 1 契約の目的 平成 28 年度 住吉地区命山整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 276, 042, 600 円
- 4 契約の相手方 山平・鳥井特定建設工事共同企業体
代表構成員
湖西市新居町浜名 224 番地
山平建設株式会社 新居出張所
所長 竹下 訓司
その他構成員
湖西市新居町新居 896 番地の 59
株式会社鳥井工務店
代表取締役 鳥井 信行

議案第 49 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の認定をしたいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
大倉戸大平線	湖西市新居町浜名 字大倉戸	湖西市新居町中之郷 字大平	

議案第 50 号

平成 29 年度湖西市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 29 年度湖西市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 179,510 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,359,425 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第 4 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 4 表 繰越明許費」による。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	11,015,258	397,208	11,412,466
	1 市民税	4,332,849	397,208	4,730,057
14	国庫支出金	2,516,054	△219,805	2,296,249
	1 国庫負担金	1,745,523	26,196	1,771,719
	2 国庫補助金	733,990	△246,001	487,989
15	県支出金	1,314,965	15,796	1,330,761
	1 県負担金	711,253	15,627	726,880
	2 県補助金	478,585	169	478,754
16	財産収入	22,854	50,545	73,399
	1 財産運用収入	21,347	△297	21,050
	2 財産売払収入	1,507	50,842	52,349
17	寄附金	600,080	14,371	614,451
	1 寄附金	600,080	14,371	614,451
18	繰入金	1,258,163	△650,000	608,163
	1 基金繰入金	1,197,787	△650,000	547,787
19	繰越金	500,000	3,832	503,832
	1 繰越金	500,000	3,832	503,832
20	諸収入	364,130	315,543	679,673
	5 収益事業収入	134,190	320,000	454,190
	6 雑入	202,705	△4,457	198,248
21	市債	987,600	△107,000	880,600
	1 市債	987,600	△107,000	880,600
	歳入合計	21,538,935	△179,510	21,359,425

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,778,340	159,481	2,937,821
	1 総務管理費	2,272,996	159,451	2,432,447
	4 選挙費	61,252	30	61,282
3	民生費	6,470,081	55,639	6,525,720
	1 社会福祉費	3,157,143	58,002	3,215,145
	2 児童福祉費	2,912,480	△2,363	2,910,117
4	衛生費	3,316,523	801	3,317,324
	1 保健衛生費	655,432	801	656,233
6	農林水産業費	221,384	△16,497	204,887
	1 農業費	214,690	△16,497	198,193
7	商工費	531,249	7,839	539,088
	1 商工費	531,249	7,839	539,088
8	土木費	2,422,065	△367,009	2,055,056
	1 土木管理費	108,553	△3,700	104,853
	2 道路橋梁費	479,699	△84,502	395,197
	4 都市計画費	1,650,511	△265,775	1,384,736
	5 住宅費	127,357	△4,032	123,325
	7 港湾費	24,911	△9,000	15,911
9	消防費	1,495,730	△38,113	1,457,617
	1 消防費	1,495,730	△38,113	1,457,617
10	教育費	2,278,016	18,349	2,296,365
	1 教育総務費	467,997	10,054	478,051
	3 中学校費	233,155	169	233,324
	4 幼稚園費	441,021	1,145	442,166
	6 社会教育費	631,926	5,926	637,852
	7 保健体育費	277,461	1,055	278,516
歳 出 合 計		21,538,935	△179,510	21,359,425

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成30年度廃棄物処分場水質分析業務	平成29年度～平成30年度	4,000
平成30年度環境センター環境測定業務	平成29年度～平成30年度	2,547
平成30年度通信指令装置保守点検業務	平成29年度～平成30年度	18,927
合 計		25,474

第3表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の目的	変 更 前			変 更 後			償還の 方 法
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	限 度 額	起債の 方 法	利 率	
道路整備事業	167,800	証 書 借入等	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 においては 当該見直 し後の利 率)	110,900	証 書 借入等	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 においては 当該見直 し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし 、市財政の 都合により 償還期限を 短縮し、若 しくは繰上 償還又は低 利に借り換 えることが できる。
新所原駅周辺まち づくり事業	184,100		130,300				
地震対策事業	119,400		123,100				

第4表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3. 民 生 費	1. 社会福祉費	介護施設等整備事業	141,839
7. 商 工 費	1. 商 工 費	新居弁天棧橋災害復旧事業	10,000
8. 土 木 費	2. 道路橋梁費	(都) 大倉戸茶屋松線整備事業	92,100
	4. 都市計画費	新所原駅周辺まちづくり事業	185,580
10. 教 育 費	6. 社会教育費	中央図書館外壁改修事業	5,677
合 計			435,196

議案第 51 号

平成 29 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正 予算 (第 2 号)

平成 29 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 34,816 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,489,253 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	996,891	△5,562	991,329
	1 国庫負担金	872,587	△5,562	867,025
4	療養給付費等交付金	158,248	△10,000	148,248
	1 療養給付費等交付金	158,248	△10,000	148,248
6	県支出金	283,256	△5,562	277,694
	1 県負担金	45,485	△5,562	39,923
7	共同事業交付金	1,347,875	△92,496	1,255,379
	1 共同事業交付金	1,347,875	△92,496	1,255,379
9	繰入金	339,913	△19,867	320,046
	1 他会計繰入金	311,913	8,133	320,046
	2 基金繰入金	28,000	△28,000	0
10	繰越金	56,437	168,303	224,740
	1 繰越金	56,437	168,303	224,740
	歳入合計	6,454,437	34,816	6,489,253

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	3,911,718	△1,000	3,910,718
	1 療養諸費	3,455,055	△10,000	3,445,055
	2 高額療養費	427,150	9,000	436,150
4	前期高齢者納付金等	2,672	28	2,700
	1 前期高齢者納付金等	2,672	28	2,700
7	共同事業拠出金	1,362,923	△114,743	1,248,180
	1 共同事業拠出金	1,362,923	△114,743	1,248,180
9	基金積立金	115	100,000	100,115
	1 基金積立金	115	100,000	100,115
11	諸支出金	11,802	50,531	62,333
	1 償還金及び還付加算金	5,364	50,531	55,895
	歳 出 合 計	6,454,437	34,816	6,489,253

議案第 52 号

平成 29 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算
(第 3 号)

平成 29 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 38 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,185,474 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	財産収入	333	38	371
	1 財産運用収入	333	38	371
	歳 入 合 計	4,185,436	38	4,185,474

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	基金積立金	333	38	371
	1 基金積立金	333	38	371
	歳 出 合 計	4,185,436	38	4,185,474

議案第 53 号

平成 29 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 2 号）

平成 29 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,909 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 609,204 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	保険料	487,267	7,097	494,364
	1 保険料	487,267	7,097	494,364
3	繰入金	114,046	△1,538	112,508
	1 一般会計繰入金	114,046	△1,538	112,508
5	諸収入	1,102	350	1,452
	2 保険料還付金及び還付加算金	1,100	350	1,450
	歳 入 合 計	603,295	5,909	609,204

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	広域連合納付金	581,227	5,559	586,786
	1 広域連合納付金	581,227	5,559	586,786
3	諸支出金	1,179	350	1,529
	1 償還金及び還付加算金	1,100	350	1,450
	歳 出 合 計	603,295	5,909	609,204

議案第 54 号

平成 29 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算
(第 4 号)

平成 29 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成 30 年度湖西浄化センター水質 管理業務	平成 29 年度～平成 30 年度	2,592
合	計	2,592

議案第 55 号

平成 29 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 5 号）

（総則）

第 1 条 平成 29 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 平成 29 年度湖西市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1, 138, 700 千円	3, 400 千円	1, 142, 100 千円
第 2 項 営業外費用	69, 168 千円	3, 400 千円	72, 568 千円

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

平成 30 年度湖西市一般会計予算

平成 30 年度湖西市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,500,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市税		千円 10,977,177
	1 市民税	4,495,880
	2 固定資産税	5,609,039
	3 軽自動車税	162,202
	4 市たばこ税	321,709
	6 都市計画税	388,347
2 地方譲与税		222,000
	1 地方揮発油譲与税	63,000
	2 自動車重量譲与税	159,000
3 利子割交付金		14,000
	1 利子割交付金	14,000
4 配当割交付金		38,000
	1 配当割交付金	38,000
5 株式等譲渡所得割交付金		50,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	50,000
6 地方消費税交付金		1,227,000
	1 地方消費税交付金	1,227,000
7 ゴルフ場利用税交付金		19,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	19,000
8 自動車取得税交付金		81,000
	1 自動車取得税交付金	81,000
9 地方特例交付金		40,000
	1 地方特例交付金	40,000
10 地方交付税		390,000
	1 地方交付税	390,000
11 交通安全対策特別交付金		12,000

款	項	金額
		千円
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
12	分担金及び負担金	67,456
	2 負担金	67,456
13	使用料及び手数料	537,961
	1 使用料	407,379
	2 手数料	130,582
14	国庫支出金	2,333,672
	1 国庫負担金	1,694,372
	2 国庫補助金	627,593
	3 委託金	11,707
15	県支出金	1,170,200
	1 県負担金	722,824
	2 県補助金	336,503
	3 委託金	110,873
16	財産収入	60,313
	1 財産運用収入	19,736
	2 財産売却収入	40,577
17	寄附金	470,080
	1 寄附金	470,080
18	繰入金	1,239,109
	1 基金繰入金	1,239,095
	2 特別会計繰入金	14
19	繰越金	500,000
	1 繰越金	500,000
20	諸収入	339,932
	1 延滞金	14,420

款	項	金 額
	2 市預金利子	千円 70
	4 受託事業収入	340
	5 収益事業収入	137,607
	6 雑入	187,495
21 市債		711,100
	1 市債	711,100
	歳 入 合 計	20,500,000

歳 出

款	項	金 額
1	議会費	千円 180,912
	1 議会費	180,912
2	総務費	2,061,434
	1 総務管理費	1,595,096
	2 徴税費	295,543
	3 戸籍住民基本台帳費	112,276
	4 選挙費	21,195
	5 統計調査費	13,567
	6 監査委員費	23,757
3	民生費	6,049,735
	1 社会福祉費	3,023,389
	2 児童福祉費	2,686,491
	3 生活保護費	339,514
	4 災害救助費	341
4	衛生費	3,241,391
	1 保健衛生費	630,926
	2 清掃費	1,444,983
	3 環境対策費	28,706
	4 病院費	1,136,776
5	労働費	169,528
	1 労働諸費	169,528
6	農林水産業費	236,735
	1 農業費	227,539
	2 林業費	4,962
	3 水産業費	4,234
7	商工費	965,256

款	項	金 額
		千円
	1 商工費	965,256
8	土木費	2,520,885
	1 土木管理費	111,219
	2 道路橋梁費	926,472
	3 河川費	43,098
	4 都市計画費	1,293,401
	5 住宅費	128,151
	7 港湾費	18,544
9	消防費	1,349,600
	1 消防費	1,349,600
10	教育費	2,057,124
	1 教育総務費	500,012
	2 小学校費	203,340
	3 中学校費	242,465
	4 幼稚園費	532,560
	6 社会教育費	307,861
	7 保健体育費	270,886
11	災害復旧費	1,970
	1 農林水産業施設災害復旧費	410
	2 公共土木施設災害復旧費	1,560
12	公債費	1,615,430
	1 公債費	1,615,430
13	予備費	50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		20,500,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成30年度コンピュータシステムリース料 (16件)	平成31年度～平成35年度	198,780
平成30年度事務機器等リース料 (12件)	平成31年度～平成35年度	5,687
新居関跡保存整備事業 (2件)	平成31年度	130,759
防犯灯LED化業務	平成30年度～平成40年度	110,000
衛生プラント運転管理業務	平成31年度～平成34年度	412,544
笠子・新居廃棄物処分場浸出水処理施設水 質分析	平成30年度～平成31年度	4,000
環境センター環境測定	平成30年度～平成31年度	2,547
子ども・子育て支援事業計画策定業務	平成31年度	3,300
サーバー機器保守	平成31年度	2,001
平成30年度湖西市土地開発公社事業資金に よる公共用地取得事業	平成31年度～平成35年度	22,731千円 と諸経費及 び利子相当 額

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
旧勤労青少年ホーム解体事業	61,000	証書借入等	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行 った後にお いては当該 見直し後の 利率)	借入先の融資 条件による。 ただし、市財 政の都合によ り償還期限を 短縮し、若し くは繰上償還 又は低利に借 り換えること ができる。
土地改良整備事業	16,400			
道路整備事業	304,300			
河川等整備事業	12,900			
道路整備事業(街路)	23,600			
市営住宅建設事業	21,600			
港湾事業	14,700			
地震対策事業	110,900			
消防車両整備事業	20,900			
新居中学校南校舎外壁改修事 業	33,000			
幼稚園整備事業	9,400			
新居関跡保存整備事業	2,400			
臨時財政対策債	80,000			
計	711,100			

平成 30 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算

平成 30 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,643,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	国民健康保険税	1,254,283
	1 国民健康保険税	1,254,283
2	使用料及び手数料	300
	1 手数料	300
4	県支出金	3,944,777
	2 県補助金	3,944,777
5	財産収入	134
	1 財産運用収入	134
6	繰入金	384,570
	1 他会計繰入金	312,570
	2 基金繰入金	72,000
7	繰越金	50,000
	1 繰越金	50,000
8	諸収入	8,936
	1 延滞金	4,870
	2 加算金	2
	3 国民健康保険事業特別会計預金利子	1
	4 雑入	4,063
	歳入合計	5,643,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 19,668
	1 総務管理費	14,046
	2 徴税費	5,284
	3 運営協議会費	338
2 保険給付費		3,868,088
	1 療養諸費	3,384,336
	2 高額療養費	455,150
	3 出産育児諸費	23,952
	4 葬祭諸費	4,500
	5 移送費	150
3 国民健康保険事業費納付金		1,677,623
	1 医療給付費分	1,162,790
	2 後期高齢者支援金等分	385,775
	3 介護納付金分	129,058
4 共同事業拠出金		5
	1 共同事業拠出金	5
6 保健事業費		61,901
	1 保健事業費	11,976
	2 特定健康診査等事業費	49,925
7 基金積立金		134
	1 基金積立金	134
8 公債費		40
	1 公債費	40
9 諸支出金		5,541
	1 償還金及び還付加算金	5,540
	2 繰出金	1

款	項	金 額
10 予備費		<div style="text-align: right;"> <small>千円</small> 10,000 </div>
	1 予備費	<div style="text-align: right;">10,000</div>
	<small>歳 出 合 計</small>	<div style="text-align: right;">5,643,000</div>

平成 30 年度湖西市介護保険事業特別会計予算

平成 30 年度湖西市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,984,943 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	介護保険料	1,033,211
	1 介護保険料	1,033,211
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	国庫支出金	797,141
	1 国庫負担金	648,497
	2 国庫補助金	148,644
4	支払基金交付金	1,016,339
	1 支払基金交付金	1,016,339
5	県支出金	563,541
	1 県負担金	524,287
	3 県補助金	39,254
6	財産収入	95
	1 財産運用収入	95
7	繰入金	552,020
	1 一般会計繰入金	542,020
	2 基金繰入金	10,000
8	繰越金	2
	1 繰越金	2
9	諸収入	22,584
	1 延滞金	1
	2 預金利子	1
	4 雑入	22,582
	歳入合計	3,984,943

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	47,927
	1 総務管理費	21,112
	2 介護認定費	26,815
2	介護給付費	3,626,066
	1 介護サービス等諸費	3,626,066
4	地域支援事業費	263,591
	1 地域支援事業費	263,591
5	基金積立金	36,024
	1 基金積立金	36,024
6	公債費	123
	1 公債費	123
7	諸支出金	1,212
	1 償還金及び還付加算金	1,211
	2 繰出金	1
8	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	3,984,943

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成30年度コンピューターシステムリース料 (1件)	平成31年度	343

平成 30 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 30 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 666,834 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

平成 30 年 2 月 22 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 538,180
	1 保険料	538,180
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 繰入金		127,591
	1 一般会計繰入金	127,591
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,052
	1 延滞金	1
	2 保険料還付金及び還付加算金	1,050
	3 預金利子	1
歳 入 合 計		666,834

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 27,937
	1 総務管理費	25,747
	2 徴収費	2,190
2 広域連合納付金		637,835
	1 広域連合納付金	637,835
3 諸支出金		1,062
	1 償還金及び還付加算金	1,050
	2 繰出金	12
歳 出 合 計		666,834

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成 30 年度コンピュータシステムリース料 (1 件)	平成 31 年度～平成 35 年度	3,040

議案第 60 号

平成 30 年度湖西市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 30 年度湖西市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	8,400 戸		
(2) 年 間 総 処 理 水 量	2,263,000 m ³		
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	6,200 m ³		
(4) 主要な建設改良事業	管路建設改良工事	布設延長	1,040m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益		1,557,763 千円	
第 1 項 営 業 収 益		844,733 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益		713,029 千円	
第 3 項 特 別 利 益		1 千円	
	支	出	
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用		1,535,977 千円	
第 1 項 営 業 費 用		1,335,662 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用		191,560 千円	
第 3 項 特 別 損 失		7,755 千円	
第 4 項 予 備 費		1,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 407,317 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 29,936 千円、当年度分損益勘定留保資金 377,381 千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	616,928 千円
第1項 企業債	389,600 千円
第5項 他会計補助金	55,769 千円
第7項 補助金	150,000 千円
第8項 負担金	21,559 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,024,245 千円
第1項 建設改良費	450,305 千円
第2項 企業債償還金	573,940 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 35,910 千円及び 50,441 千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
水質管理業務 湖西浄化センター	平成 30 年度～平成 31 年度	2,592 千円
下水道工事積算システムリース料	平成 31 年度～平成 35 年度	6,630 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	235,000 千円	証書借入等	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資本費平準化債	154,600 千円			
計	389,600 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 85,114 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、696,007 千円である。

平成30年2月22日提出

湖西市長 影山剛士

議案第 61 号

平成 30 年度湖西市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 30 年度湖西市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	25,400 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	6,881,000 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	18,850 m ³
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設工事他 布設延長 3,990m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益		1,233,536 千円
第 1 項 営 業 収 益		1,122,271 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		111,245 千円
第 3 項 特 別 利 益		20 千円
	支	出
第 1 款 水 道 事 業 費 用		1,100,134 千円
第 1 項 営 業 費 用		1,038,295 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		60,809 千円
第 3 項 特 別 損 失		1,030 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 467,599 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 22,364 千円、当年度分損益勘定留保資金 300,789 千円及び建設改良積立金 144,446 千円で補填するものとする。)

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		13,006 千円
第2項 固定資産売却代金		10 千円
第4項 補助金		1,250 千円
第5項 その他資本的収入		11,746 千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		480,605 千円
第1項 建設改良費		335,730 千円
第2項 企業債償還金		144,875 千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
土木積算システムリース料	平成31年度～平成35年度	3,927 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 100,663 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、10,141 千円と定める。

平成30年2月22日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 62 号

平成 30 年度湖西市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 30 年度湖西市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	196床
(2) 年間入院患者数	33,215人
1日平均患者数	91人
(3) 年間外来患者数	96,136人
1日平均患者数	394人
(4) 主要な建設改良事業 医療器械等購入	102,860千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病院事業収益			3,542,155 千円
第 1 項 医業収益			2,649,322 千円
第 2 項 医業外収益			892,790 千円
第 3 項 特別利益			43 千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用			3,771,792 千円
第 1 項 医業費用			3,660,026 千円
第 2 項 医業外費用			108,051 千円
第 3 項 特別損失			2,715 千円
第 4 項 予備費			1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 166,237 千円は、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填するものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	283,812 千円
第1項	企業債	99,300 千円
第2項	負担金	184,510 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	寄附金	1 千円
支 出		
第1款	資本的支出	450,049 千円
第1項	建設改良費	148,283 千円
第2項	企業債償還金	301,766 千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電子カルテリース料	平成31年度～平成35年度	31,846 千円
生化学自動分析装置	平成31年度～平成37年度	22,379 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械備品 購入事業	99,300 千円	証書借入等	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、250,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 1,928,281千円 |
| (2) 交際費 | 714千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、711,201千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、604,121千円と定める。

平成30年2月22日提出

湖西市長 影山剛士